

交番
だより

阿知須



8月1日発行
山口南警察署
作成者
香川

生活道路の法定速度は30km/h！

本年9月1日から、生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。

道幅が狭い道路は、広い道路に比べると人身事故の発生割合が高く、事故の際に車の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。



法定速度の引き下げ対象は、

- 地域住民の日常生活に利用される道幅が狭い生活道路
- 中央線のない道路など

決められた速度の範囲内であっても安全な速度で運転しましょう！

夏期における山岳遭難防止

- 通信手段としてのスマートフォン、ヘッドライトなどの装備品、飲料水を持参
- スマートフォンは出発前の充電と予備バッテリーを持参
- 悪天候や体調不良時は早めに下山
- 道に迷ったら早めの110番通報
- 「やまぐち電子申請サービス」、郵送、登山地図アプリ、「コンパス」「YAMAP」を利用し、「登山計画書」を警察に提出
- 「YP くまっぷ」で熊の目撃情報の確認と熊鈴等を準備

YP くまっぷ

山口電子申請サービス

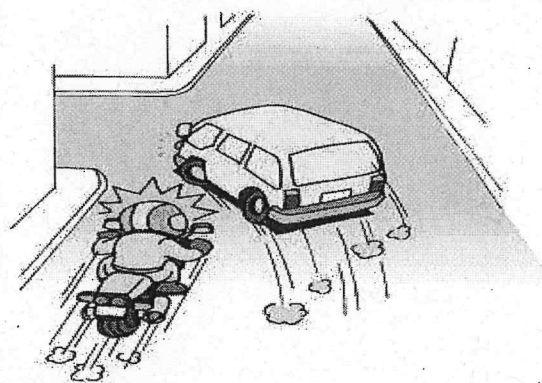
登山届入力フォーム (2026年)(2025年)



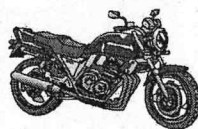
二輪車の交通事故防止

8月19日は「バイクの日」

二輪車は車体が小さいため発見されにくく、四輪車と比べ、実際の距離よりも遠くに感じられるという特徴があります！



特に多い
『交差点の事故』



ヘルメットのご紐を装着
胸部プロテクター等の着用